

『C-Book 刑事訴訟法 I 第3版』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年4月3日現在

頁	場所	誤	正	更新日
214	下から 18～19行目	その 的 を達するため	その 目的 を達するため	2013.03.02
49	16行目	その資力が基準額以上である 被疑者 は、	その資力が基準額以上である 被告人 は、	2013.03.01
165	1行目	【逮捕の種類】	【被疑者勾留と被告人勾留の異同】	2013.03.01
300	17行目	……公判期日においては 圧迫を受け 前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、……	……公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、……	2012.12.30
301	下から 3～4行目	……公判期日においては 圧迫を受け 、前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、……	……公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、……	2012.12.30
195	下から7行目	……て抗告をすることはできない」とする420条3項をしているから、被疑者…	……て抗告をすることはできない」とする420条3項を 準用 しているから、被疑者…	2012.12.27
362	10～11行目	1 黙秘していることを有罪証拠とすることの許否 2 黙秘していることを量刑資料とすることの許否	1 「捜査のため必要があるとき」(39Ⅲ)の解釈 2 本問事案の分析とあてはめ	2012.12.26
164	下から2行目	……⑤接見指定 定 ……	……⑤接見指定……	2012.12.25